訴　状

2013 年 8 月 5 日

平成 25 年（ワ）1555 号 損害賠償請求事件

東京地方裁判所
立川支部 民事部　　御中

慰謝料請求事件
訴訟物の価格　　3百万円
貼用印紙額　　2万円
予納郵券　　8 千 80 円

1　請求の趣旨

1　被告は原告に対し、金 300 万円及び、これに対する 2013 年 8 月 5 日から支払済まで 年5パーセントの割合による金員を支払え。
2　訴訟費用は被告の負担とする。

2　請求の原因

当事者

イ 原告は、1996 年 7 月、非判決で懲役刑を科せられ、獄中から冤罪主張するも満期出獄満となり、非常上告請求に向けた、訴訟沙汰に明け暮れている。
この過程の 2010 年 10 月 24 日、検察糾弾デモに参加した被告と知り合った。
その後に意見・情報交換を始めて、2012 年 2 月頃から原告のhpに被告の書証を併載して、被告事件の疑惑から本年5月にドメインは分けたが、現在もホストアドレスは変わらない。

ロ 被告は、数十年に亘る親族間の紛争を抱えており、この数年は戸籍改ざんに係る不正は、司法行政の腐敗・犯罪であり、法の及ばぬ犯罪が全国的に行われていると、刑事告訴・指揮権発動要請等の社会告発をしている。

3　法律上の争訟、及び主張と争点

（1）争点A　被告の不実告知・信義則に反する行為

不実告知とは，法律上の効果を生ずる原因となる事柄について，それが真実でないこと，事実と相違することを認識しながら，相手方に告げることである。
柏市戸籍改ざん事件に係る、経過・書証が事実であると前提の上で、被告から依頼された記事を原告hpに掲載した、これらの一部にも虚偽事実があれば、被告らの主張する戸籍改ざん事件は瓦解する。
しかし被告は、戸籍訂正申立を家庭裁判所にするも、訴訟提起せよと拒否された等と虚偽事実を伝え、一連の司法機関への告訴告発も、事実と異なる刑事告訴を検察庁にしており、明確な禁反言の法理（言動に矛盾）が観られる。

原告は被告の訴えを真実と受け止めて、全くの善意で柏市事件のネット掲載業をしてきた、もちろん一切の経費も受取らず、またhpに併載することの応報を期待したものではない。
しかし被告は、司法行政から戸籍改ざんに基づく犯罪被害をでっち上げて、これらの書証と称する書面を原告hpに掲載する、虚偽の風説の流布をした。

原告hpはこの当時には立ち上げから5年を経て、ごく一部ではあるが”司法の崩壊”は知られた存在となり、相当数のアクセスがある。
被告の不実告知・信義則に反する行為に対して、被告の反論釈明を求める。
甲第1，2、3号証

（2）争点B　信用毀損罪・偽計業務妨害

柏市事件の記事併載して直ぐに被告は、インターネット上の掲示板・HP・ブログなど無差別に柏市事件記事を投稿・流布した。
この中の大手掲示板・阿修羅は、厳しい投稿規定に同意して投稿が許される、しかし被告は、禁じられた自分の ULR への誘引目的、不適切な投稿記事、連続投稿などにより、原告の URL の表示は投稿拒否となっている。
被告の荒らし行為に拠り、原告URLは違反対象にされた、反論釈明を求める。
甲第4号証

4　事件の経緯・情実

2010 年 10 月 24 日、検察糾弾デモ中に出会った被告小川は、橋の下で三年もホームレス暮らしをしたと語った。
虚偽告訴人から服役中に競売調書を送られ、満期出獄したら屋根も何も無くなっていた原告には、被告小川の話は甚く共感を覚えた。
被告の柏市戸籍改ざん事件は全く知らず、事件内容を聞くが全体像が掴めない。見せられた書証も断片的であり、事件の核心を話したいが、これを公開すれば裏社会から殺されるから出来ないという。
しかしこのデモで被告は市民メディアの取材を受けて、顔も氏名も隠さずネット映

像が流されて、ブログや掲示板でも”柏市戸籍改ざん事件” は知られるようになり、巫召鴻氏が管理するデタラメ判決を正す掲示板には、断片的な書証が掲載されているが、これだけでは事件の概容すら理解には至らない。

多くの画像で被告の主張は判るが、総体的に事件概要を見せる書証が少ない。そこで原告は、マスコミや司法関係者のアクセスが多い原告hpに、被告の主張に基づく書証の掲載を始めた。
事件は十数年前にサンデー毎日誌上で、”スクープ・柏市戸籍改ざん事件の真相”とした記事掲載がされたという、これを公開すべきと被告小川に提言するが記事内容を読ませず、これを他者に見せれば自分が殺される・・と断られた。

柏市事件のネット併載を始めて、被告から送られてくる証書に見出し・解説を付けて、これを確認の上、ネット公開して被告に感謝をされた。
しかし一年が過ぎてもサンデー毎日の記事公開しない被告に対して、掲載の要請をした、被告は同意して fax 送信してきたが、これが全面黒色で読めない、この件は失念したが、今春に生じた疑惑から再度の fax 送信を依頼した。
ところが被告は、「以前に送っている、そのときに黒くて読めないと電話してきた」この返答に被告の権謀術数は確信に至った。

また原告hpの閲覧者からは、「怪しげな柏市事件に関わるとhpの信用性を失う」との指摘が数件あり、柏市事件を併載して約二年が過ぎるこの4月、助言者の意見から、被告の書証・言動・を精査検証した。
大手掲示板”阿修羅”には、柏市事件への支援組織を立ち上げたものの、被告の虚言・粗暴から告訴沙汰、また被告の不審な言動から、柏市事件は被告の捏造事件とした意見評価がされている。
特記すべきは、被告は支援者に誣告を謀る（大高事件）偽証を強いた、この事実を知り、柏市事件の併載は止めて、別なドメインに移して、被告の欺瞞陰謀をネット告発した。
虚偽告訴ほど残酷なものはない、他人の人生をメチャメチャにする。

被告は、戸籍改ざんは司法行政による職務犯罪であると告発、検察・裁判所・法務省、また総理大臣への直訴までして騒ぐ、しかし戸籍の不正を発見したならば家庭裁判所に訂正・修正の申立をすれば解決できる事案である。
戸籍事件は家庭裁判所で相談すべきと被告に進言するが、家裁で戸籍の訂正が出来るのは判っているが、国家司法の不正を糾す為に敢えて、損害賠償訴訟や指揮権発動要請などに訴えていると反論する。
訴外吉田は、「松戸家庭裁判所は小川氏の申立に対して門前払いをして戸籍改ざんは訴訟事件」と拒絶すると広言している。
事実は「家庭裁判所の相談したことは無い」被告の fax 文書でも認めている。

また弁護士を陥穽嵌める（一昨年の二審生田弁護士）奸計、松戸地検の告訴受理など、被告は虚言を弄して原告を誑かし続けた。
柏市事件をネット併載してから、外部からパソコン・メールに侵入される現象が起きた、また被告との電話会話にノイズ・エコーの妨害がされる、監視の気配が感じられた。

更に被告から届いた簡易書留郵便には、支払い郵便料金のスタンプも切手もなく、簡易書留スタンプはあるがバーコードはない。
しかし郵便追跡をすると配達経路が表示される、明らかに何者かが監視している。
甲第5号証

5　原告が訴えた二件の事件屋

坪井隆作訴訟
2010年10月、検察糾弾デモで知り合った被告の他に、ホームレス生活をするという犯罪被害者を同行した知人から紹介・支援要請された。
加害者を提訴して係争中という坪井隆作は準備書面二枚を見せた、しかし激越な被害者感情・精神的後遺症のみ主張をしており、事件の形態・被害事実を訊ねても庸として要領は得ず、身体的には全く無傷だが心的被害ばかり強調する。
そこでさいたま地裁で進行中の訴訟記録を閲覧したところ、ホームレスとは嘘であり、事件も示談金目的の恐喝事件であった。
これを原告のhpで公開したところ、坪井は原告宅周辺で中傷ビラを撒き、原告に暴行されたと狂言110番通報する騒ぎを起こした。
この虚偽通報などの不法行為を埼玉簡裁に提訴、しかし坪井は訴状の受取拒否をして送達先も明かさない、埼玉地裁に移送となり送達先は裁判所の窓口とした。
被告坪井は請求事実に否認するのみで何の反論も出来ず、これに裁判官は反訴を促すがやっと6回期で坪井は反訴した、9回期の判決は本訴審は原告の勝訴であるが、反訴審は敗訴となり、控訴審では勝訴判決も逆転となり、坪井隆作訴訟は敗訴が確定した。
しかし訴訟の目的である、坪井が事件屋である事実を地裁・高裁判決で認定しており、坪井が訴追される可能性は高い。
なお被告小川は、この坪井から電話で脅迫を受けている、この事実を意見書にした証拠提出を依頼したが、他人の揉め事に関わりたくないと拒絶された。
甲第6号証

北詰淳司訴訟
訴外・北詰淳司は前記の坪井を支援すべく、原告が刑事告訴されたとする池上警察E-55なる公番の告訴状を捏造して坪井に伝えた、そして原告の個人情報に併せて、虚偽の犯罪事実をネット流布した。
昨年3月、北詰を提訴するが二度まで訴状の受取拒否、また病身等を理由に東京地裁への移送申立する特別抗告して、提訴から280日後の初口頭弁論である。
北詰は現在収監されている訴外・大高正二氏を異常に憎悪・敵視して、東京地裁に大高氏を提訴してネット上でも罵倒し続けている、この大高氏を恩人とする被告小川は誣告までして大高氏への支援・救援活動をしている。
しかし被告小川と北詰との関係は良好であり、大高氏への救援は大高氏を利用する広告塔目的であり、また大高氏自身が被告との関わりを否定している。
甲第7号証

この二件に共通するのはいわゆる事件屋の訴訟沙汰である、これを指弾されると個人情報・信用毀損などネット上で報復してくる、これを提訴すれば訴状の受取拒否、また送達先隠しで逃げる、吉田が送達先を明かさず、共同不法行為に基づく提訴は断念したが、本訴訟に於いて吉田の人証尋問請求をする。

6　損害

一般的不法行為の成立要件（民法709条）である、故意・過失の有無、権利の侵害（違法性）の有無、加害行為と損害の間の因果関係、損害（精神的損害）
この何れも具備しており、被告は法の威信・秩序を損なう治安事件を起こしたとの自覚も認識も無い。
被告から郵送される書証を逐一ネットにアップした、しかし”相場予想”の立ち上げを依頼されたが、こんな博打事に関心がある被告に不審を覚えた。
被告の”自然葬友の会”設立には、趣旨とする”貧者の葬送”に共感して、ドメインshizensou でネット拡散した。
このときに沖縄本部町周辺に幾つもの土地を所有する被告は、裁判資金用立てに訴外・吉田卓朗に、この土地の一部を譲渡したと漏らした。
生活苦の中で闘う被告に対して、被告が手助けできるボランティア行為であるが被告の犯罪が摘発されたなら、原告は間違いなく家宅捜索されて共犯を疑われた。
事件屋・被告に犯罪加担したことで、原告の長年の冤罪主張は同じ事件屋と見做される惨事となった、被告の所為には怒り・無念の一言に尽きる。
被告から被った心的・物的損害は甚大であり、その損失を金銭にすれば 300 万円を下らない、不法行為に基づく損賠賠償を請求する。

7　求釈明

司法犯罪告発する被告の主張の正義・公益性を担保とする上で、これらの事実を解明するには求釈明は不可欠であり、以下の四点に対して求釈明する。

■ 訴外・吉田は暴力団極東会に関係していたと広言しているが事実か、否か。
■ 被告は柏市議 16 年の経歴があるが、左小指は短小か、否か。
■ また被告は、数年に亘り橋の下のホームレス暮らしをしていたか、否か。

8　結語

被告の主張する”柏市戸籍改ざん事件”は、以下の職務犯罪と主張する。
① 柏市の住居表示に合わせ改製原附票の住所をすり替え偽造する。
② それに合わせ住民票・住民除票類の偽造・改ざん工作する。
③ 法務省の副本を開示すれば瞬時に解決する事件であるが、裁判所が犯罪の隠蔽をし続けている。

この三点だけでも事実でなく論理破綻をしており、司法・捜査機関・弁護士などに関する書証には多くの虚偽申告が散見される、虚構の事件を作りネット上に拡散流布した。
判例では、警察官に対し、コンビニエンスストアで購入したジュースに異物が混入していた旨虚偽の申告をする行為は、虚偽の風説を流布であり、業務を妨害した場合には刑法 233 条の信用毀損罪及び業務妨害罪も成立するとしている。

被告に係る戸籍の改ざんは、市職員からの通報で始めて知った、しかしこの公益通報者は個人情報保護等で明かせないが、行政・司法（最高裁事務総局）の職務犯罪と主張告発する。

被告は戸籍改ざんに至る過去の民事裁判を隠している、被告の敗訴確定から何らの戸籍の訂正などがされたのだろう。
柏市戸籍改ざん事件とは、被告がでっち上げた虚構である、国家の作用を誤らせて法秩序に不要な混乱を起こす、国家転覆事件規模での虚偽の風説の流布はまともな裁判司法糾弾運動・市民メディアに対する敵対行為であり、被告の事件屋犯罪は刑事訴追されるべきである。

なお、本訴訟の請求趣旨は、訴外・吉田卓朗との共同不法行為に基づく損害賠償請求であるが、訴外吉田は送達先を明かさず、原告への誹謗中傷を某掲示板に投稿し続けている。
この状態に不本意ながら共同不法行為での争いは断念、被告のみの提訴とした。
被告の所為（違法行為）の背景には、訴外吉田の教唆・強要の基に行っている様子が感じられる。
被告には多数の支援者がいた、しかし訴外・吉田の傲慢・不遜な立ち振る舞いに支援者から訴外・吉田の排除の声が挙げるも、被告は頑として聞かない。
この辺りから柏市事件は虚偽騒ぎとの評価がされた、支援者も去った後に何も知らない原告は共闘を組んだ、訴外・吉田の存在が被告を架空の疑獄事件に立たせたのである、被告の主張は黒幕の訴外・吉田失くしては有り得なかった。
事件の真相と責任の所在を求めての提訴であり、事件解明には吉田の証言は不可欠である。

以上

証拠方法

甲第1号証から、甲第7号証まで提出する。

平成25年(ワ)第1555号　損害賠償請求事件
原告
被告

2013年8月5日

東京地方裁判所
立川支部第3部民事部　御中

原告の証拠説明書

原告

号証	標目	原本写し	作成者	立証趣旨
甲1	訴外吉田からメール 2012年4月20日	写し	吉田卓朗	被告の戸籍改ざん事件に係る訴訟・告発に意思一致して行動・情宣を共にしている吉田は、被告の参謀であると広言している。 被告の控訴代理人・生田弁護士から示談での解決を進言された等の虚言で原告を欺いた事実。
甲2	被告からのFAX文書 2013年5月20日	写し	被告	法務局での戸籍の閲覧、家裁の相談する等と嘘を吐いて原告を誑かし続けている事実。
甲3	掲示板リベンジに投稿された被告の投稿記事	写し	被告	戸籍の副本開示は検察・家裁・弁護士に相談をしており、副本開示は可能であるとの虚偽事実を流布している事実。
甲4	阿修羅掲示板 2012年7月3日 54,56,57と続くが被告の55は消去されている	写し	吉田 阿修羅	吉田から阿修羅掲示板に被告の投稿されたとメールが届いた。 しかしこの記事は規則違反であり管理者が削除した。 投稿者自身が削除出来ない、被告は”荒らし”と見做されている事実。
甲5	被告から簡易書留郵便 2011年12月	写し	郵政公社	料金スタンプ・書留バーコードがない正当な郵便配達でなく、何者かが被告の身辺監視をしている事実。

甲6	掲示板糾弾に投稿した中谷寛弁護士への書面 2010年12月 訴外・坪井隆作を提訴した東京高裁平成24年(ワ)第4528号事件の判決書の抜粋。 2012年	写し	裁判所及び原告	犯罪被害者から支援要請されて事件の真相を調べたところ、被害者に成りすまして、恐喝示談目的の事件屋であった。 この事件屋を埼玉地裁に提訴するも送達先隠しをして窓口送達となった。本訴審は勝訴したが控訴審で逆転敗訴が確定したが、訴訟の目的である恐喝の事実とホームレスでない事実を判決書で認定している。
甲7	被告から送られたFAX文書 2013年4月5日	写し	被告	大高氏への過酷な攻撃を続ける北詰に対して、被告は何らの感情も示さず、友好関係にあると言っている。また盟友である吉田にも不審を抱く不節操さである。 この4月、千葉地検に戸籍改ざん事件を告訴したとあるが、これは全くの虚偽であり、被告の権謀塾策は事件屋ならではの陰謀体質を示している。

平成25年(ワ)第1555号　損害賠償請求事件
原告
被告

2013年9月13日

東京地方裁判所
立川支部民事3部3B係　御中

原告の証拠説明書

号証	標目	原本写し	作成者	立証趣旨
甲8	被告からのメール 2012年秋	写し	被告	被告は佐倉警察署・千葉地検にへの告訴行動を伝えて、原告の協力を要請している事実。
甲9	阿修羅掲示板　柏市事件の標目への投稿記事 2013年1月27日	写し	被告	谷垣法務大臣が刑事告訴されましたこれは全文原告が作成・提出したもので、被告が積極的に原告のURLを使い、被告らのいう原告が被告を利用したとはデマである事実。 被告は実名を挙げて生活保護者とネット流布されているにも係らず、掲示板管理人に削除要請もしない。 果たして被告には法的思考能力が有るか。否か、疑わしい。 被告の主張する柏市事件とは、他者に操られての行動と思える事実。
甲10	阿修羅掲示板　柏市事件の標目への投稿記事	写し	不明	戸籍改ざん事件は疑わしいが、原本開示を拒否する、市役所・法務局に問題がある。 こうした意見は当然であり、被告の意図は行政・裁判所を揺さぶることで、民事上の解決を謀る狙いがある。

平成25年(ワ)第1555号　損害賠償請求事件
原告
被告

2013年9月17日

東京地方裁判所
立川支部民事3部3B係　御中

原告の証拠説明書

原告

号証	標目	原本写し	作成者	立証趣旨
甲11	ロリポップの基本情報 2013年9月17日	写し	ロリポップ社	原告ドメインsuihanmuzaiから、被告ドメインshizensouに移して、現在もこのドメインで被告hpが存続している事実。
甲12	日本の政治改革をテーマにした糾弾掲示板	写し	糾弾掲示板	2012年4月、被告のスレッドに吉田のみの投稿されていた、しかしこの後に両者は”荒らし”とされる行為を連発して掲示板管理者から柏市事件のスレッド、また双方の投稿は管理人から排除されている。 これは笠間検事総長への直訴状、このスレッド自体は問題視されていず現在もネット掲載している。 被告らの荒らしは、掲示板糾弾、阿修羅でも同年5月以降に為された事実。
甲13	阿修羅掲示板 2013年9月15日現在	写し	阿修羅	阿修羅掲示板での被告らの荒らしは一年以上続き、削除処分されるも関わらず、意味不明な規則違反の被告短文が投稿されている事実。
甲14	阿修羅掲示板の投稿規定 2011年9月制定	写し	阿修羅	阿修羅掲示板に投稿するには,投稿規定に同意をして可能となる。 被告が投稿規定に同意をしている事実。

平成25年(ワ)第1555号　損害賠償請求事件
原告
被告

2013年10月15日

東京地方裁判所
立川支部民事3部3B係　御中

原告の証拠説明書

原告

号証	標目	原本写し	作成者	立証趣旨
甲15	掲示板リベンジ 2013年4月20日	写し	原告 被告	被告の主張する戸籍原本交付は適い、この原本を証拠に家裁に相談する筈が、このときも家裁には行っていない。 被告は戸籍事件を家裁に相談するのを避けている事実。 原告には家裁に相談していない、しかし今回の被告準備書面では何度も相談していると虚言している事実。
甲16	掲示板リベンジ　及び原告のhp 2013年4月	写し	原告 被告	戸籍の再生・再製・改製の違いを被告は理解していない、また戸籍副本は非開示であることを知っての言動が観られる事実。
甲17	牛久市戸籍担当課宛の文書、及び原告hp記事 2013年9月	写し	原告	本訴訟提起の発端は吉田卓朗の人権侵害にあるが、送達先不明で共同不法行為に基ずく提訴は断念した。 被告と吉田は双輪関係であり、この一方を外せば主張総体は不明確になる。 被告準備書面(1)には、訴訟外の吉田の主張を被告は代弁している。 被告が策謀している事実。
甲18	訴外・吉田の投稿記事 2011年	写し	吉田	偽名・吉田卓朗なる者が訴訟当事者という事件は虚偽であり、吉田は組織暴力団極東会に関与する反社会勢力に属している。 このような者に市議歴16年の被告は事件解決を信託している。 指詰した被告と、ヤクザ吉田との社会正義実現を訴える行動は極めて疑わしく公益性もない事実。